

**個人情報保護法？
肖像権？
広報誌を作るときに気を付けたい
法律・ルールを解説します**

桐ヶ丘郷小学校PTA会長 森口智志

2021年7月28日

自己紹介

- ・ 講師 桐ヶ丘郷小学校PTA会長 森口智志

今日説明する法律・ルール

- ・ 個人情報保護法
- ・ 肖像権
- ・ 著作権

個人情報保護法

- ・ 2005年4月施行
- ・ 2017年4月30日 改正個人情報保護法施行
- ・ 2022年4月1日 改正個人情報保護法全面施行

個人情報とは

生存する個人に関する情報
であって、
特定の個人を識別できるもの

個人情報保護法の体系

個人情報保護に関する法律・ガイドラインの体系イメージ

民間分野

ガイドライン

(通則編・外国第三者提供編・確認記録義務編・匿名加工情報編)
(*2)

個人情報保護法 (*1)

(4~7章：個人情報取扱事業者等の義務、罰則等)
(対象：民間事業者)

個人情報保護法 (*1)

(1~3章：基本理念、国及び地方公共団体の責務・個人情報保護施策等)

個人情報の保護に関する基本方針

公的分野

行政機関
個人情報
保護法
(*3)

(対象：
国の行政機関)

独立行政法人
個人情報
保護法
(*4)

(対象：
独立行政法人等)

個人情報
保護条例
(*5)

(対象：
地方公共団体等)

守るべき4つのルール

① 取得・利用

- 利用目的を特定して、その範囲内で利用する。
- 利用目的を通知又は公表する。



勝手に使わない!

② 保管

- 漏えい等が生じないように、安全に管理する。
- 従業者・委託先にも安全管理を徹底する。(持ち運ぶ場合も要注意)



なくさない! 漏らさない!

③ 提供

- 第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得る。
- 第三者に提供した場合・第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録する。



勝手に人に渡さない!

④ 開示請求等への対応

- 本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。
- 苦情等に適切・迅速に対応する。



お問合わせに対応!

(※) ②～④は個人情報をデータベース化(特定の個人を検索できるようにまとめたもの)した場合にかかるルールです。
なお、これらの個人情報データベース等を構成する個人情報を、「個人データ」といいます。

個人情報提供について

(参考) 提供元で同意取得を代行する場合の一般的なフロー (イメージ)

提供元 : A社

提供先 : B社

本人

検討事項

1. 個人関連情報の取扱いに関する確認

(例えば商談の際に行うことも考えられる)

以下の事項を両者間で確認し、
「個人データとして取得することが想定される」場合に該当するかA社が判断

- ✓ 提供を行う個人関連情報の項目 (購買履歴等)
- ✓ B社で、顧客情報等の個人データと紐づける予定があるかどうか 等

2. 本人の同意の取得

提供先において、個人関連情報を個人データに紐づけることを本人に説明

提供元において、適切に同意取得させる

同意

同意取得にあたっては、提供先を個別に明示する

①本人からの同意取得の主体について

3. 本人同意の有無の確認と個人関連情報の提供

同意を得ているID等を確認し、個人関連情報をB社に提供

個人関連情報をA社から取得

②本人からの同意の確認方法について

4. 記録

記録

記録

肖像権

- 肖像権については法律条文としての定めはない
- プライバシーの権利として一般に認められている
- 自己の容貌・容姿を無断で写真に撮られることを拒否し、あるいは容姿・容貌を撮影された写真を公表されることを拒否する権利
- 事前に肖像権の許諾を得ていたとしても？→大きな写真、表情や撮影されたシーンによっては本人が嫌がる場合もある→個別に掲載の確認をとるべき
- 対象者が子どもの場合親権者に許可を得る

著作権

- ・ 著作権法
- ・ 著作物は著作された瞬間から保護対象となる
- ・ 一定のルールのもと、引用が認められている
- ・ 改変の禁止
- ・ 転載にあたる場合は許可が必要
- ・ 写真、イラスト、などネットで拾ってこない
- ・ 商標権にも注意（オリンピックロゴマークなど）

各法律・ルールに対する考え方

- ・ 正確に理解して正しく利用する
- ・ 権利を守るためのルールであって利用を制限することが目的ではない
- ・ 正しい（最新の）対策を
 - ・ ファイルのパスワードは必須？
 - ・ その情報は必要？
 - ・ ルールは複雑、迷ったら専門家等に確認

ルールを守って素敵な
広報誌を作ってください

ご清聴ありがとうございました